

商品概要説明書

一般財形貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・一般財形貯金												
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）												
期間（預入期間）	・3年以上												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。 												
払戻方法	・預入日から1年経過後、一部支払および全額支払ができます。												
利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 												
手数料	—												
付加できる特約事項	—												
中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 6か月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>(2) 6か月以上1年未満</td> <td>預入時の2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>(3) 1年以上1年6か月未満</td> <td>預入時の2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 1年6か月以上2年未満</td> <td>預入時の2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>(5) 2年以上2年6か月未満</td> <td>預入時の2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>(6) 2年6か月以上3年未満</td> <td>預入時の2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	(1) 6か月未満	解約日における普通貯金利率	(2) 6か月以上1年未満	預入時の2年以上利率×40%	(3) 1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上利率×50%	(4) 1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上利率×60%	(5) 2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上利率×70%	(6) 2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上利率×90%
(1) 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
(2) 6か月以上1年未満	預入時の2年以上利率×40%												
(3) 1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上利率×50%												
(4) 1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上利率×60%												
(5) 2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上利率×70%												
(6) 2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上利率×90%												
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融管理課(電話：087-825-0227)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>												

	愛媛弁護士会（電話：０８９－９４１－６２７９） 岡山弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる 事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・お一人様複数契約もできます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ香川県